

狭あい道路拡幅整備事業のご案内

狭い道路(整備前)

# 狭い道路を みんなで広げ、 安全・安心の まちづくりへ



拡幅された道路(整備後)

災害時は？

緊急車両の  
移動が  
スムーズに！

避難経路の  
確保！

平時は？

歩行者や  
車いすの移動  
が円滑に！

介護車両などの  
乗り降りが  
安全に！



広げると  
良いことが  
いっぱい

## 道路の 機能

交通機能

自動車や自転車、歩行者が安心して通行でき、日常生活や産業を支えているという機能

環境的機能

延焼の防止や避難などの防災、日照や通風などの環境保全、建物の建て詰まりを防ぐ緩衝空間としての機能

空間機能

下水、上水施設、電気、電柱などを地中に埋設する空間、各種電線の架線空間としての機能

## 制度のご案内

建築基準法の道路などで条件を満たして拡幅整備をした場合、助成金を受け取ることができます。助成の対象になるかは必ず、工事着手前にご相談ください。

### 助成の対象となる道路等

つぎの(1)から(4)までの道路または道（以下「道路等」といいます。）で、当該道路等の幅員またはすみ切りが確保されておらず拡幅を要する道路等と東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第2条第1項の規定により道路状に整備をしなければならない部分が助成の対象となります。

ただし区道等の場合で、区域図において当該道路等の幅員またはすみ切りが確保されている場合を除きます。

- (1) 法第42条第1項第3号の規定による道路
- (2) 法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた道路または位置の指定を求める道
- (3) 法第42条第2項の規定による道路
- (4) 法第43条第1項ただし書の許可を受けられる道

### 助成の対象となる方

つぎの(1)から(3)までの土地の所有権を有する方または当該所有権を有する方から同意を得た方。

ただし、住宅または宅地の販売を主たる目的としている方、区税等を滞納されている方は助成の対象外となります。

- (1) 練馬区の区域内に存する土地
- (2) 道路等としなければならない部分の土地または条例第2条第1項の規定により道路状に整備をしなければならない部分の土地
- (3) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可を要しない土地

### 助成の限度額

1件あたり、上限300万円まで

ただし、擁壁を撤去、新設する場合は350万円まで

### 助成の対象となる経費

- (1) 道路の区域内に存する工作物の撤去または移設に係る費用
  - (2) 道路の区域内に存する埋設物の移設に係る費用
  - (3) 道路の区域内に存する樹木などの伐採、伐根または移植に係る費用
  - (4) 道路の境界線から1メートルの範囲（敷地内側に限る。）に設置をする工作物に係る費用
  - (5) 道路の境界線から3メートルの範囲（敷地内側に限る。）に植える樹木または生け垣に係る費用
  - (6) 舗装に関する費用
  - (7) 隣地の区域内に新設する障壁に係る費用
  - (8) 上記に係る設計図書の作成に係る費用
  - (9) その他、区長が必要と認める経費
- 法および条例により義務付けられているものを設置する場合は助成の対象外となります。

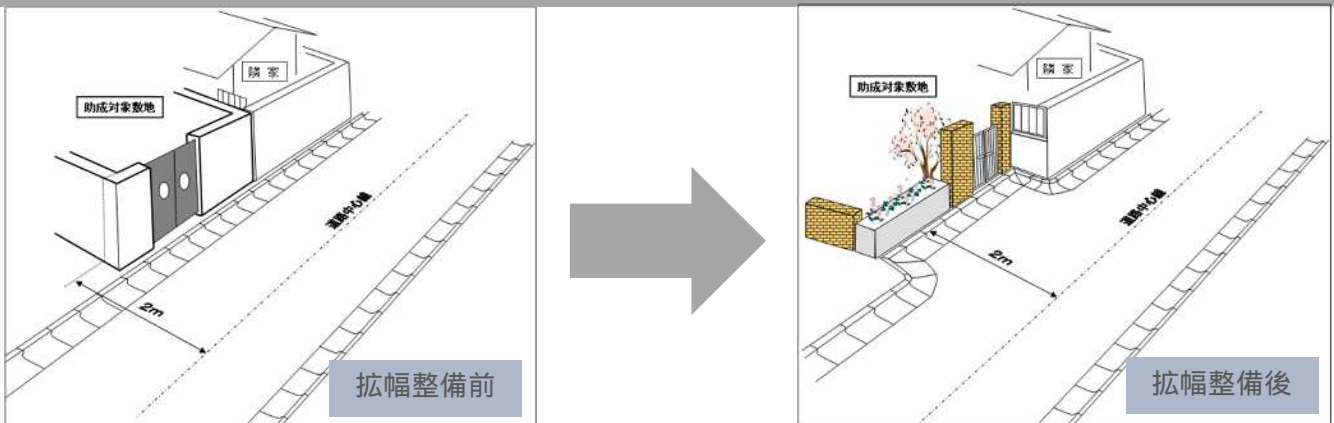
### 主な交付要件

(1) 道路の境界線および条例第2条第1項の規定により道路状に整備しなければならない部分に沿ってL型側溝が設置されていること。

ただし、拡幅部分を区へ寄附した場合、既存の道路が片勾配で高位側の宅地の場合は除きます。

- (2) 拡幅をした道路の部分が舗装をされていること。
- (3) 拡幅をした道路内に工作物、樹木、生け垣などが無いこと。
- (4) 拡幅をした部分が石杭、金属標、金属鉋などで容易に特定できること。

## 拡幅整備のイメージ

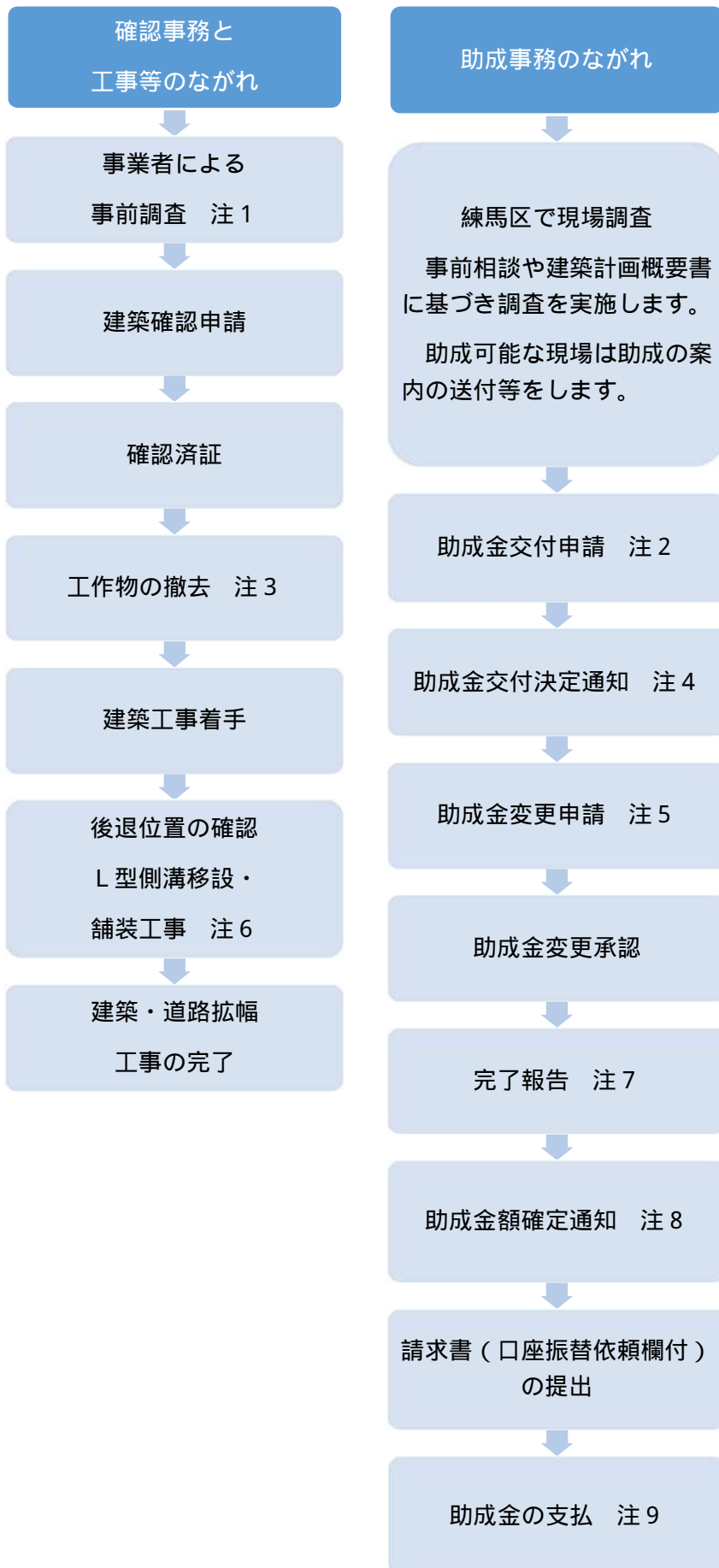


## お問い合わせ先

具体的な拡幅整備の内容や調査から完了までなど詳細については、下記までお気軽にご連絡ください。

練馬区都市整備部建築課建築防災係 電話 5984-1985

# 拡幅整備の調査から完了までのながれ



注1 道路拡幅整備の助成申請手続の前に、道路種別、管理幅員、現況幅員等を確実に調査することをお願いしています。

練馬区は、狭あい道路拡幅整備に関しては、「事前協議制」を採用していません。

注2 後退工事着手の1か月前までに助成金交付申請書一式を区に提出してください。必要に応じて既存塀等の写真の添付が必要になります。

後退工事着工後の交付申請は受付しておりません。

注3 拡幅工事については、先ず後退用地およびすみ切り用地内にある塀や水道メーター、排水の掃除口等を撤去、移設し、道路状態を確保する必要があります。

注4 現地確認を行ったうえで、助成金交付申請書の内容を審査し、助成金交付決定通知書を申請者本人に通知します。

注5 整備内容に変更が生じた場合は、変更の申請が必要となります。別の助成項目（工種）が加わった場合や、助成金が増額となる場合が該当します。

注6 L型側溝を後退位置に設置します。後退用地を区に寄附した場合や、片勾配の場合は縁石で後退線を明示する必要があります。

注7 完了報告は、外構工事および拡幅整備工事の完了後、速やかに区に提出してください。

注8 現場確認後、助成金額を確定し、通知しますので、請求書を区に提出してください。実際の施工内容により、助成金が減額となる場合があります。整備が不十分で追加補修工事ができない場合などは、助成が取消しになる場合もあります。

注9 助成金は申請者本人の口座に振込みます。

## 後退用地の寄附について

公道に面して道路を後退する場合、後退用地を区に寄附して頂くことを推奨しています。練馬区は、公道の管理区域図がほぼ整備しており、比較的容易に後退部分を分筆することができます。

後退用地の登記上の手続き、L型側溝の設置（移設）工事は練馬区が行います。宅地と道路後退部分との区別、利便性の高い道路の整備ができます。是非、寄附をご検討ください。

寄附の利点	
後退用地の工事 （L型側溝の移設等）	区が直接工事を行います。 既存のL型側溝を撤去し、道路後退線に新しいL型側溝を設置します。
後退用地の測量、 分筆および所有権移転などの 登記	測量、分筆および所有権移転登記いずれも区が費用負担と手続を行います。 後退用地として分筆をした土地の抵当権の抹消手続きも区が行います。 その他の権利や制限がついている場合にもご相談ください。
後退用地の固定資産税	後退用地として分筆をした土地の所有権を区へ移転登記をしますの で、次年度から固定資産税の対象面積が減ります。
後退用地の管理	後退用地を区道や区有通路に編入して区が管理します。 道路が破損、老朽化した場合、区が責任をもって補修することも大きな利点です。

寄附相談受付票の提出から工事完了までの期間は概ね4～5か月です。

寄附に関する相談窓口 土木部管理課道路整理係 （直通）5984-1972

## その他の私道整備の支援策など

### 私道整備助成

未舗装や著しく破損している私道全体を区の基準に基づいて工事する場合、工事費用を助成します。助成金の交付を受けるには、土木部総合治水係にお問い合わせください。

土木部計画課総合治水係 （直通）5984-2074

### 固定資産税の非課税取扱い

後退用地部分の固定資産税は、自己申告により非課税になる場合があります。申告方法や非課税の条件等は、練馬都税事務所にお問い合わせください。

練馬都税事務所固定資産評価課 （代表）3993-2261

平成30年4月